

II 経理の状況

1. 貸借対照表  
年月日現在

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
現金・預金	千円	借入金	千円
前払費用		前受収益	
未収入金		未払費用	
未収収益		その他	
有価証券			
建物			
土地			
その他			
事業主貸計		事業主借計	
		元入金	
		合計	

(記載上の注意)

不動産投資顧問業者が個人である場合に使用すること。

2. 損益計算書

自 年 月 日  
至 年 月 日

科目	金額
収入金額	千円
投資顧問料	
その他	
経費	
給料・賃金	
通信交通費	
調査研究費	
広告宣伝費	
地代家賃	
租税公課	
その他	
差引き金額 (収入金額ー経費)	

(記載上の注意)

不動産投資顧問業者が個人である場合に使用すること。

加七第如

関係第第

柔道整復師試験の施行

柔道整復師法(昭和45年法律第19号。以下「法」という。)第10条の規定により、第9回柔道整復師試験を次のとおり施行する。

なお、試験の実施に関する事務は、法第13条の3第1項の規定により指定試験機関として指定された財団法人柔道整復研修試験財団が行う。

平成12年9月1日 厚生大臣 津島 雄一

- 1 試験期日 平成13年3月4日(日曜日)
- 2 試験地 北海道、宮城県、東京都、石川県、愛知県及び大阪府
- 3 試験科目 解剖学、生理学、運動学、病理学概論、衛生学・公衆衛生学、一般臨床医学、外科学概論、整形外科学、リハビリテーション医学、柔道整復理論及び関係法規

4 受験資格

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第56条の規定により大学に入学することができる者(法附則第11項の規定により、学校教育法第56条の規定により大学に入学することのできる者とみなされる者を含む。)であって、3年以上、文部大臣の指定した学校又は厚生大臣の指定した柔道整復師養成施設において柔道整復師となるのに必要な知識及び技能を修得したもの(平成13年3月19日までに修業し、又は卒業する見込みの者を含む。)

- (2) 柔道整復師法の一部を改正する法律(昭和63年法律第72号。以下「改正法」という。)の施行の際(平成2年4月1日)現に改正法による改正前の法第12条の規定により文部大臣の指定した学校又は厚生大臣の指定した柔道整復師養成施設において同条に規定する知識及び技能の修得を終えている者並びに改正法施行の際現に当該学校又は柔道整復師養成施設において当該知識及び技能を修得中の者であって改正法施行後にその修得を終えたもの(平成13年3月19日までに修業し、又は卒業する見込みの者を含む。)

5 受験手続

- (1) 試験を受けようとする者は、次の書類等を提出すること。  
ア 受験願書 柔道整復師法施行規則(平成2年厚生省令第20号)様式第5号により作

成するとともに、受験願書に記載する氏名は、戸籍(日本国籍を有しない者については、外国人登録原票記載事項証明書)に記載されている文字を使用すること。

イ 写真 出願前6月以内に脱帽して正面から撮影した縦6センチメートル、横4センチメートルのもので、その裏面に撮影年月日及び氏名を記載し、財団法人柔道整復研修試験財団において交付する受験写真用台紙にはり付けた上、同台紙に所定の事項を記入して提出すること。

なお、写真の提出に当たっては、卒業し、若しくは在籍している学校若しくは柔道整復師養成施設又は財団法人柔道整復研修試験財団において、その写真が受験者本人と相違ない旨の確認を受けること。

ウ 修業証明書若しくは修業見込証明書又は卒業証明書若しくは卒業見込証明書

ただし、修業見込証明書又は卒業見込証明書を提出した者については、平成13年3月19日(月曜日)午後5時までに修業証明書又は卒業証明書を提出すること。当該期日までに提出されないときは、当該受験は無効とする。

(2) 受験に関する書類の受付期間、提出場所等  
ア 受験に関する書類は、平成13年1月5日(金曜日)から同月26日(金曜日)までに財団法人柔道整復研修試験財団に提出すること。

イ 受験に関する書類の提出は、原則として郵送(書留)によるものとし、平成13年1月26日(金曜日)までの消印のあるものに限り受け付ける。

ウ 受験に関する書類をやむを得ず直接持参する場合の受付時間は、アの期間中毎日(上曜日、日曜日及び祝日を除く。)午前9時から午後5時までとする。

エ 受験に関する書類を受理した後は、受験に関する書類の返還及び受験地の変更は認めない。

(3) 受験手数料

ア 受験手数料は、49,100円とし、受験手数料の額を財団法人柔道整復研修試験財団が指定する銀行又は郵便局に振り込むこと。

イ 受験に関する書類を受理した後は、受験手数料は返還しない。

(4) 受験票の交付 受験票は、平成13年2月22日(木曜日)に投函し郵送により交付する。

6 合格者の発表 試験の合格者は、平成13年3月29日(木曜日)に、厚生労働省にその氏名を掲示して発表する。

7 試験に関する照会先 財団法人柔道整復研修試験財団 東京都台東区入谷1 7 10 タマリスク古谷201 郵便番号110 0013 電話番号03 (3876) 8971

8 その他 厚生労働省設置法(平成11年法律第97号)及び中央省庁等改革関係法施行法(平成11年法律第160号)の施行に伴い、平成13年1月6日から「4 受験資格」の項(中「文部大臣」とあるのは「文部科学大臣」と、「厚生大臣」とあるのは「厚生労働大臣」と読み替えるものとする。

**柔道整復師試験委員の公告**

第9回柔道整復師試験の試験委員を次のとおり公告する。

- 平成12年9月1日 厚生大臣 津島 雄二
- 試験委員長 青木 虎吉  
副委員長 福渡 靖  
委員
- |       |       |       |
|-------|-------|-------|
| 相澤 好治 | 石川 紀道 | 伊藤 恒敏 |
| 井上 聖啓 | 岩谷 力  | 小出原良誠 |
| 加藤 一夫 | 鎌野 俊紀 | 鴨下 博  |
| 川口 毅  | 鬼頭 純三 | 貴邑富久子 |
| 西条 寿夫 | 齋藤 博  | 坂井 建雄 |
| 佐々木功典 | 佐藤 達夫 | 須藤 安通 |
| 炭山 嘉伸 | 陶山 哲夫 | 樽本 修和 |
| 奈良 信雄 | 西山 幸廣 | 久光 正  |
| 廣岡 聡  | 福林 徹  | 船戸 嘉忠 |
| 占川 信  | 別所 寛人 | 邊見 弘  |
| 細野 昇  | 洞口 真  | 前田 和彦 |
| 三方 敦男 | 三上 真弘 | 三木 浩  |
| 南 和文  | 森 義明  |       |

**第3回言語聴覚士国家試験の施行**

言語聴覚士法(平成9年法律第132号。以下「法」という。)第30条の規定により、第3回言語聴覚士国家試験を次のとおり施行する。

なお、試験の実施に関する事務は、法第36条第1項の規定により指定試験機関として指定された財団法人医療研修推進財団が行う。

- 平成12年9月1日 厚生大臣 津島 雄二
- 1 試験期日 平成13年3月25日(日曜日)
  - 2 試験地 北海道、東京都、愛知県、大阪府、広島県及び福岡県
  - 3 試験科目 基礎医学、臨床医学、臨床歯科医学、音声・言語・聴覚医学、心理学、音声・言語学、社会福祉・教育、言語聴覚障害学総論、

失語・高次脳機能障害学、言語発達障害学、発声発語・嚥下障害学及び聴覚障害学

**4 受験資格**

(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第56条の規定により大学に入学することができる者その他その者に準ずるものとして言語聴覚士法施行規則(平成10年厚生省令第74号。以下「規則」という。)第13条に定める者であつて、法第33条第1号の規定により文部大臣が指定した学校又は厚生大臣が指定した言語聴覚士養成所において、3年以上言語聴覚士として必要な知識及び技能を修得したもの(平成13年3月31日までに修業し、又は卒業する見込みの者を含む。)

(2) 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令(大正7年勅令第388号)に基づく大学又は規則第14条に定める学校、文教研修施設若しくは養成所において2年(高等専門学校にあっては、5年)以上修業し、かつ、厚生大臣の指定する科目を修めた者で、法第33条第2号の規定により文部大臣が指定した学校又は厚生大臣が指定した言語聴覚士養成所において、1年以上言語聴覚士として必要な知識及び技能を修得したもの(平成13年3月31日までに修業し、又は卒業する見込みの者を含む。)

なお、厚生大臣の指定する科目は、次のとおりである。(平成10年8月厚生省告示第225号)

- ア 人文科学のうち2科目
- イ 社会科学のうち2科目
- ウ 自然科学のうち2科目(統計学を含む。)
- エ 外国語
- オ 保健体育
- カ 基礎医学(医学総論、解剖学、生理学及び病理学を含む。)、臨床医学(内科学、小児科学、精神医学、リハビリテーション医学、耳鼻咽喉科学、臨床神経学及び形成外科学を含む。)、臨床歯科医学(口腔外科学を含む。)、音声・言語・聴覚医学(神経系の構造、機能及び病態を含む。)、臨床心理学、生涯発達心理学、学習・認知心理学(心理測定法を含む。)、言語学、音声学、言語発達学、音響学(聴覚心理学を含む。)、社会福祉・教育(社会保障制度、リハビリテーション概論及び関係法規を含む。)、言語聴

覚障害学総論(言語聴覚障害診断学を含む。)、失語・高次脳機能障害学、言語発達障害学(脳性麻痺及び学習障害を含む。)、発声発語・嚥下障害学(音声障害、構音障害及び吃音を含む。))及び聴覚障害学(小児聴覚障害、成人聴覚障害、聴力検査並びに補聴器及び人工内耳を含む。))のうち8科目

(3) 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令に基づく大学又は規則第15条に定める学校、文教研修施設若しくは養成所において1年(高等専門学校にあっては、4年)以上修業し、かつ、厚生大臣の指定する科目を修めた者で、法第33条第3号の規定により文部大臣が指定した学校又は厚生大臣が指定した言語聴覚士養成所において、2年以上言語聴覚士として必要な知識及び技能を修得したもの(平成13年3月31日までに修業し、又は卒業する見込みの者を含む。)

なお、厚生大臣の指定する科目は、次のとおりである。(平成10年8月厚生省告示第226号)

- ア 人文科学のうち2科目
- イ 社会科学のうち2科目
- ウ 自然科学のうち2科目(統計学を含む。)
- エ 外国語
- オ 保健体育
- カ 基礎医学(医学総論、解剖学、生理学及び病理学を含む。)、臨床医学(内科学、小児科学、精神医学、リハビリテーション医学、耳鼻咽喉科学、臨床神経学及び形成外科学を含む。)、臨床歯科医学(口腔外科学を含む。)、音声・言語・聴覚医学(神経系の構造、機能及び病態を含む。)、臨床心理学、生涯発達心理学、学習・認知心理学(心理測定法を含む。)、言語学、音声学、言語発達学、音響学(聴覚心理学を含む。))及び社会福祉・教育(社会保障制度、リハビリテーション概論及び関係法規を含む。))のうち4科目

(4) 学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。))又は旧大学令に基づく大学において厚生大臣の指定する科目を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして規則第16条に定める者(平成13年3月31日までに修業し、又は卒業する見込みの者を含む。)

なお、厚生大臣の指定する科目は、次のとおりである。(平成10年8月厚生省告示第227号)

- ア 基礎医学(医学総論、解剖学、生理学及び病理学を含む。)
- イ 臨床医学(内科学、小児科学、精神医学、リハビリテーション医学、耳鼻咽喉科学、臨床神経学及び形成外科学を含む。)
- ウ 臨床歯科医学(口腔外科学を含む。)
- エ 音声・言語・聴覚医学(神経系の構造、機能及び病態を含む。)
- オ 臨床心理学
- カ 生涯発達心理学
- キ 学習・認知心理学(心理測定法を含む。)
- ク 言語学
- ケ 音声学
- コ 言語発達学
- サ 音響学(聴覚心理学を含む。)
- シ 社会福祉・教育(社会保障制度、リハビリテーション概論及び関係法規を含む。)
- ス 言語聴覚障害学総論(言語聴覚障害診断学を含む。)
- セ 失語・高次脳機能障害学
- ソ 言語発達障害学(脳性麻痺及び学習障害を含む。)
- タ 発声発語・嚥下障害学(音声障害、構音障害及び吃音を含む。)
- チ 聴覚障害学(小児聴覚障害、成人聴覚障害、聴力検査並びに補聴器及び人工内耳を含む。)
- ツ 臨床実習

(5) 学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。))又は旧大学令に基づく大学を卒業した者その他その者に準ずるものとして規則第17条に定める者で、法第33条第5号の規定により文部大臣が指定した学校又は厚生大臣が指定した言語聴覚士養成所において、2年以上言語聴覚士として必要な知識及び技能を修得したもの(平成13年3月31日までに修業し、又は卒業する見込みの者を含む。)

(6) 外国の法第2条に規定する業務に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国で言語聴覚士に係る厚生大臣の免許に相当する免許を受けた者で、厚生大臣が(1)、(2)、(3)、(4)又は(5)に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認定したものを

(7) 言語聴覚士として必要な知識及び技能を修得させる学校又は養成所であって、法附則第2条の規定により文部大臣又は厚生大臣が指定したものであるものにおいて、法施行の際（平成10年9月1日）現に言語聴覚士として必要な知識及び技能の修得を終えている者又は法施行の際現に言語聴覚士として必要な知識及び技能を修得中であり、その修得を法施行後に終えた者（平成13年3月31日までに修業し、又は卒業する見込みの者を含む。）

(8) 法施行の際現に病院、診療所その他規則附則第4項に定める施設（以下「病院等」という。）において適法に法第2条に規定する業務を業として行っている者その他その者に準ずるものとして規則附則第5項に定める者であって、次の各号のいずれにも該当するものア 法附則第3条第1号の規定により厚生大臣が指定した講習会の課程を修了した者イ 病院等において、適法に法第2条に規定する業務を5年以上業として行った者（平成13年3月31日までに5年に達する見込みの者を含む。）

5 受験手続

(1) 試験を受けようとする者は、次の書類等を提出すること。

ア すべての受験者が提出する書類等

(ア) 受験願書 規則様式第5号により作成するとともに、受験願書に記載する氏名は、戸籍（日本国籍を有しない者については、外国人登録原票記載事項証明書）に記載されている文字を使用すること。

(イ) 写真 出願前6月以内に脱帽して正面から撮影した縦6センチメートル横4センチメートルのもので、その裏面に撮影年月日及び氏名を記載し、財団法人医療研修推進財団において交付する受験写真用台紙にはり付けた上、同台紙に所定の事項を記入して提出すること。

なお、写真の提出に当たっては、卒業し、若しくは在籍している学校若しくは言語聴覚士養成所の長（4の受験資格の(8)に該当する者については、所属していた病院等の長）又は財団法人医療研修推進財団の理事長に、その写真が受験者本人と相違ない旨の確認を受けること。

イ 4の受験資格の(1)から(3)まで及び(5)に該当する者が提出する書類 修業証明書又は卒業証明書

ウ 4の受験資格の(4)に該当する者が提出する書類

(ア) 卒業証明書又は卒業見込証明書

(イ) 4の(4)の厚生大臣の指定する科目を修めた旨を証する書類又は修める見込みであることを証する書類

エ 4の受験資格の(6)に該当する者が提出する書類 厚生大臣の言語聴覚士国家試験受験資格認定書の写し

ただし、財団法人医療研修推進財団に認定書の原本を提示し、原本照合を受けなければならない。

オ 4の受験資格の(7)に該当する者のうち法施行の際現に言語聴覚士として必要な知識及び技能の修得を終えているものが提出する書類 修業証明書又は卒業証明書

カ 4の受験資格の(7)に該当する者のうち法施行の際現に言語聴覚士として必要な知識及び技能を修得中であり、その修得を法施行後に終えたものが提出する書類

(ア) 修業証明書若しくは修業見込証明書又は卒業証明書若しくは卒業見込証明書

(イ) 平成10年9月1日現在の在学証明書

キ 4の受験資格の(8)に該当する者が提出する書類

(ア) 履歴書

(イ) 法附則第3条第1号の規定により厚生大臣が指定した講習会の課程を修了したことを証する書類

(ウ) 次のいずれにも該当することを証する書類

① 平成10年9月1日において病院等において適法に法第2条に規定する業務を業として行っていた者又は規則附則第5項に定める者であること

② 病院等において適法に法第2条に規定する業務を5年以上業として行っていたこと（平成13年3月31日までに従事期間が5年に達する見込みである場合を含む。）

なお、4の受験資格の(1)から(3)まで、(5)及び(7)に該当する者で、修業見込証明書又は卒業見込証明書を提出したものにあっては、修業証明書又は卒業証明書を、4の受験資格の(4)に該当する者で、卒業見込証明書又は当該科目を

修める見込みであることを証する書類を提出した者については、卒業証明書又は当該科目を修めたことを証する書類を、平成13年4月2日（月曜日）午後5時までに、4の受験資格の(8)に該当する者で、平成13年3月31日までに法第2条に規定する業務の従事期間が5年に達する見込みであることを証する書類を提出した者については、法第2条に規定する業務を5年以上業として行っていたことを証する書類を平成13年4月5日（木曜日）午後5時までに提出すること。当該期日までに上記の書類が提出されないときは、当該受験は無効とする。

(2) 受験に関する書類の受付期間、提出場所等

ア 受験に関する書類は、平成13年1月15日（月曜日）から2月9日（金曜日）までの間に財団法人医療研修推進財団へ提出すること。

イ 受験に関する書類を直接持参する場合の受付時間は、アの期間中毎日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）午前9時30分から午後5時までとする。

ウ 受験に関する書類を郵送する場合は、書留郵便によるものとし、平成13年2月9日（金曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

エ 受験に関する書類を受理した後は、受験に関する書類の返還及び受験地の変更は認めない。

(3) 受験手数料

ア 受験手数料は、35,700円とし、受験手数料の額を財団法人医療研修推進財団が指定する銀行又は郵便局の口座に振り込むこと。

イ 受験に関する書類を受理した後は、受験手数料は返還しない。

(4) 受験票の交付 受験票は、平成13年3月14日（水曜日）に投函し郵送により交付する。

6 合格者の発表 試験の合格者は、平成13年4月25日（水曜日）に、厚生労働省にその氏名を掲示して発表する。

7 試験に関する照会先 財団法人医療研修推進財団 東京都港区虎ノ門1丁目22番14号 ミツヤ虎ノ門ビル4階 郵便番号105-0001 電話番号03(3501)6515

8 その他 厚生労働省設置法（平成11年法律第97号）及び中央省庁等改革関係法施行法（平成11年法律第160号）の施行に伴い、平成13年1月6日から、「4 受験資格」の項（(7)を除く。）中「文部大臣」とあるのは「文部科学大臣」と、「厚生大臣」とあるのは「厚生労働大臣」と、「5 受験手続」の項中「厚生大臣」とあるのは「厚生労働大臣」と読み替えるものとする。

言語聴覚士試験委員の公告

第3回言語聴覚士国家試験の試験委員を次のとおり公告する。

平成12年9月1日 厚生大臣 津島 雄二

試験委員長 廣瀬 肇  
副委員長 笹沼 澄子  
委員

石合 純夫	市川 銀一郎	伊藤 元信
今泉 敏	岩田 誠	大澤 眞木子
鹿取 廣人	神崎 仁	菊地 康人
葛原 茂樹	久保木 富房	小寺 富子
小松崎 篤	小林 範子	相楽 多恵子
柴田 貞雄	進 武幹	瀬戸 義一
高橋 恵子	田代 邦雄	丹野 義彦
橋本一三郎	夏目 長門	難波 精一郎
西村 辨作	福田 宏之	船山 美奈子
星野 知之	本庄 敏	前川 喜久雄
前田 和彦	松平 登志正	都田 青子
宮野 佐年	本村 暁	森口 隆彦
諸岡 啓一	山島 重	

社会福祉士国家試験の施行

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号。以下「法」という。）第6条の規定により、第13回社会福祉士国家試験を次のとおり施行する。

なお、試験の実施に関する事務は、法第10条第1項の規定により指定試験機関として指定された財団法人社会福祉振興・試験センターが行う。

平成12年9月1日 厚生大臣 津島 雄二

- 1 試験期日 平成13年1月28日（日曜日）
- 2 試験地 北海道、青森県、宮城県、東京都、石川県、愛知県、大阪府、広島県、香川県、福岡県、鹿児島県及び沖縄県

なお、試験会場は上記試験地内に設けるが、事情により上記試験地周辺に設ける場合がある。

3 試験科目 社会福祉原論、社会保障論、公的扶助論、地域福祉論、心理学、社会学、法学、医学一般、老人福祉論、障害者福祉論、児童福祉論、社会福祉援助技術及び介護概論

4 試験の方法 試験は、筆記の方法により行う。ただし、身体に障害のある者については、その申請により点字、拡大文字、チェック解答用紙等による試験を行う。

5 受験資格 次のいずれかに該当する者

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。以下同じ。）若しくは大学院において厚生大臣の指定する社会福祉に関する科目（以下「指定科目」という。）を修めて卒業し、若しくは修了した者（平成13年3月31日までに卒業し、又は修了する見込みの者を含む。）又は同法に基づく大学若しくは大学院において社会福祉援助技術現場実習及び社会福祉援助技術現場実習指導（以下「実習科目」という。）を除く指定科目を修めて卒業し、又は修了し、その後、同法に基づく大学、大学院又は短期大学（以下「大学等」という。）において実習科目を修めた者（平成13年3月31日までに修める見込みの者を含む。）

なお、指定科目は次のとおり（昭和62年12月厚生省告示第200号）であること。

- ① 社会福祉原論
  - ② 老人福祉論
  - ③ 障害者福祉論
  - ④ 児童福祉論
  - ⑤ 社会保障論、公的扶助論、地域福祉論のうち1科目
  - ⑥ 社会福祉援助技術論
  - ⑦ 社会福祉援助技術演習
  - ⑧ 社会福祉援助技術現場実習
  - ⑨ 社会福祉援助技術現場実習指導
  - ⑩ 心理学、社会学、法学のうち1科目
  - ⑪ 医学一般
  - ⑫ 介護概論
- (2) 学校教育法に基づく短期大学（修業年限が3年であるものに限る。）、専修学校の専門課程（修業年限3年以上のものに限る。）若しくは各種学校（学校教育法第56条に規定する者を入学資格とするものであって、修業年限3年以上のものに限る。以下「3年制短大等」という。）において指定科目を修めて卒業した

者（夜間において授業を行う学科若しくは課程又は通信による教育を行う課程を卒業した者を除く。）又は3年制短大等において実習科目を除く指定科目を修めて卒業し、その後、大学等において実習科目を修めた者であって、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号。以下「施行規則」という。）第2条に規定する施設（以下「指定施設」という。）において1年以上相談援助の業務に従事した者（平成13年3月31日までに1年以上従事する見込みの者を含む。）

(3) 学校教育法に基づく短期大学、専修学校の専門課程（修業年限2年以上のものに限る。）若しくは各種学校（学校教育法第56条に規定する者を入学資格とするものであって、修業年限2年以上のものに限る。以下「2年制短大等」という。）において指定科目を修めて卒業した者又は2年制短大等において実習科目を除く指定科目を修めて卒業し、その後、大学等において実習科目を修めた者であって、指定施設において2年以上相談援助の業務に従事した者（平成13年3月31日までに2年以上従事する見込みの者を含む。）

(4) 学校教育法に基づく大学を卒業した者又は施行規則第1条第3項に規定する者であって、法第7条第3号に規定する社会福祉士一般養成施設等（以下「社会福祉士一般養成施設等」という。）において1年以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの（平成13年3月31日までに修得する見込みの者を含む。）

(5) 学校教育法に基づく短期大学（修業年限が3年であるものに限る。）を卒業した者（夜間において授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を卒業した者を除く。）又は施行規則第1条第6項に規定する者であって、指定施設において1年以上相談援助の業務に従事した後、社会福祉士一般養成施設等において1年以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの（平成13年3月31日までに修得する見込みの者を含む。）

(6) 学校教育法に基づく短期大学若しくは、高等専門学校を卒業した者又は施行規則第1条第9項に規定する者であって、指定施設において2年以上相談援助の業務に従事した後、社会福祉士一般養成施設等において1年以上

社会福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの（平成13年3月31日までに修得する見込みの者を含む。）

(7) 指定施設において4年以上相談援助の業務に従事した後、社会福祉士一般養成施設等において1年以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得した者（平成13年3月31日までに修得する見込みの者を含む。）

(8) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める児童福祉司、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に定める身体障害者福祉司、社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める福祉に関する事務所に置かれる同法第15条第1項第1号に規定する所員、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）に定める知的障害者福祉司並びに老人福祉法（昭和38年法律第133号）第6条及び第7条に規定する社会福祉主事であった期間が5年以上ある者（平成13年1月27日までにその期間が5年以上となる見込みの者を含む。）

## 6 受験手続

(1) 試験を受けようとする者は、次の書類等を提出すること。

ア すべての受験者が提出する書類等

(ア) 受験申込書 施行規則様式第1により作成するとともに、これに記載する氏名は、戸籍（日本国籍を有しない者については、外国人登録原票）に記載されている文字を使用すること。

(イ) 写真 受験申込前6月以内に脱帽して正面から撮影した縦3.5センチメートル、横3センチメートルのものとし、その裏面には撮影年月日及び氏名を記載すること。

イ 5の(1)に該当する者が提出する書類 大学の学長の発行に係る卒業証明書若しくは修了証明書及び指定科目履修証明書又は卒業見込証明書若しくは修了見込証明書及び指定科目履修見込証明書

なお、卒業見込証明書又は修了見込証明書及び指定科目履修見込証明書を提出した者については、卒業後、直ちに卒業証明書又は修了証明書及び指定科目履修証明書を提出すること。

ウ 5の(2)又は(3)に該当する者が提出する書類 短期大学等の長の発行に係る卒業証明書及び指定科目履修証明書並びに勤務先等の長（所属長等）の発行に係る実務経験証明書又は実務経験見込証明書

なお、実務経験見込証明書を提出した者については、所定の従事期間を満たし次第、直ちに実務経験証明書を提出すること。

エ 5の(4)、(5)、(6)又は(7)に該当する者が提出する書類 社会福祉士一般養成施設等の長の発行に係る卒業証明書若しくは修了証明書又は卒業見込証明書若しくは修了見込証明書

なお、卒業見込証明書又は修了見込証明書を提出した者については、卒業又は修了後、直ちに卒業証明書又は修了証明書を提出すること。

オ 5の(8)に該当する者が提出する書類 勤務先等の長（所属長等）の発行に係る実務経験証明書又は実務経験見込証明書

なお、実務経験見込証明書を提出した者については、平成13年2月2日（金曜日）午後5時までに実務経験証明書を提出すること。

カ 第10回以降の社会福祉士国家試験の受験票の交付を受けた者については、当該受験票の提出をもって、卒業証明書若しくは修了証明書、指定科目履修証明書又は実務経験証明書の提出に代えることができる。

ただし、卒業見込証明書若しくは修了見込証明書、指定科目履修見込証明書又は実務経験見込証明書の提出により受験票の交付を受けた者であって、卒業証明書若しくは修了証明書、指定科目履修証明書又は実務経験証明書を提出していないものを除く。

(2) 受験に関する書類の受付期間、提出場所等  
ア 受験に関する書類は、平成12年9月14日（木曜日）から平成12年10月13日（金曜日）までの間に、財団法人社会福祉振興・試験センターに提出すること。

イ 受験に関する書類の提出は、原則として書留郵便によるものとし、平成12年10月13日（金曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

ウ 受験に関する書類をやむを得ず直接持参する場合の受付時間は、上記期間中毎日(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)午前9時30分から午後5時までとする。

エ 受験に関する書類を受理した後は、当該書類の返還及び受験地の変更は認めない。

また、当該書類に記載されている氏名、現住所又は連絡先に変更を生じたときは、その都度氏名及び受験番号を明らかにして、その旨を財団法人社会福祉振興・試験センターへ届け出ること。

(3) 受験手数料

ア 受験手数料は、12,100円とし、受験手数料の額を財団法人社会福祉振興・試験センター所定の5連式払込用紙を用い、郵便振替又は銀行振込により納付すること。この場合において、郵便振替等に要する費用は受験者の負担とする。

イ 受験に関する書類を受理した後は、受験手数料は返還しない。

(4) 受験票の交付 受験票は平成12年12月15日(金曜日)に投函し郵送により交付する。

なお、平成12年12月25日(月曜日)までに受験票が到着しない場合は、財団法人社会福祉振興・試験センターに問い合わせること。

7 合格者の発表 試験の合格者は、平成13年3月30日(金曜日)午後11時までに厚生労働省及び財団法人社会福祉振興・試験センターにその氏名を掲示して発表するとともに、平成13年4月2日(月曜日)に官報に公告する。

また、合格者には、社会福祉士国家試験合格証書を平成13年3月31日(土曜日)に投函し郵送により交付するとともに、不合格者にもその旨を郵便はがきで通知する。

なお、5の(1)から(8)までに該当する者で、卒業見込証明書若しくは修了見込証明書、指定科目履修見込証明書又は実務経験見込証明書を提出したものについては、平成13年3月31日(土曜日)までにそれぞれに定める受験資格を満たすことを条件として合格させることとし、卒業証明書若しくは修了証明書、指定科目履修証明書又は実務経験証明書が提出された日以降に合格証書を投函し郵送により交付する。当該証明書の提出がないときは、当該受験は無効とする。

8 受験の申込みに必要な書類の請求 受験の手引、受験申込書、払込み用紙等受験の申込みに必要な書類の請求は、原則として郵便はがきによって行うこととし、はがきの裏面に請求者の郵便番号、住所、氏名及び電話番号並びに受験の手引等の必要部数(「社会福祉士受験の手引等〇部請求」と記載すること。)を明記して財団法人社会福祉振興・試験センターに申し込むこと。

なお、請求者は、受験の手引等の必要書類を受け取った後、速やかに所定の5連式払込用紙を用い、郵便振替又は銀行振込により受験の手引等1部につき実費600円(送料を含む。)を財団法人社会福祉振興・試験センターに納付すること。この場合においては、郵便振替等に要する費用は、請求者の負担とする。

9 その他

(1) 試験の詳細については、財団法人社会福祉振興・試験センターが発行する「受験の手引」を参照すること。

(2) 受験に際し、身体に障害があるなどのため別室の設定、手話通訳者の付与等何らかの配慮を希望する者は、あらかじめ受験申込時にその旨を申し出ること。

10 試験に関する照会先 財団法人社会福祉振興・試験センター 東京都渋谷区渋谷1丁目5番6号 郵便番号150-0002 電話番号03(3486)7521 試験案内専用電話番号03(3486)7559 (音声及びFAX) ホームページ <http://www.sssc.or.jp/>

社会福祉士試験委員の公告

第13回社会福祉士国家試験の試験委員を次のとおり公告する。

平成12年9月1日 厚生大臣 津島 雄二			
試験委員長	阿部 志郎		
副委員長	大橋 謙策	岡本 民夫	小林 良一
	根本 嘉昭	橋本 泰子	初山 泰弘
委員	秋元 美世	安立 清史	蟻塚 昌克
	一圓 光彌	市川 一宏	伊藤 秀一
	岩村 正彦	植村 英晴	遠藤 英俊
	大島 正彦	大利 一雄	岡崎 仁史
	阿部 卓	小川 妙子	加瀬 裕子
	金子 和夫	北川 清一	杏澤 智子
	小池 妙子	後藤 澄江	小山 隆
	小山 充道	才村 純	佐藤 忠
	沢田 清方	三本松政之	志田 民吉

清水 浩一	杉本 敏夫	鈴木 勉
高瀬智津子	高橋 重宏	竹内 知夫
田中千枝子	朽尾 勲	中島 健一
中野いく子	野澤 正子	橋本 正明
廣井 良典	村上貴美子	本澤巳代子
山口 稔	横尾 英子	

精神保健福祉士国家試験の施行

精神保健福祉士法(平成9年法律第131号。以下「法」という。)第6条の規定により、第3回精神保健福祉士国家試験を次のとおり施行する。

なお、試験の実施に関する事務は、法第10条第1項の規定により指定試験機関として指定された財団法人社会福祉振興・試験センターが行う。

平成12年9月1日 厚生大臣 津島 雄二

1 試験期日 平成13年1月27日(土曜日)及び28日(日曜日)

2 試験地 北海道、宮城県、東京都、愛知県、大阪府、広島県及び福岡県

なお、試験会場は上記試験地内に設けるが、事情により上記試験地周辺に設ける場合がある。

3 試験科目 精神医学、精神保健学、精神科リハビリテーション学、精神保健福祉論、社会福祉原論、社会保障論、公的扶助論、地域福祉論、精神保健福祉援助技術、医学一般、心理学、社会学及び法学

なお、社会福祉士については、その申請により上記試験科目のうち、社会福祉原論、社会保障論、公的扶助論、地域福祉論、医学一般、心理学、社会学及び法学の試験が免除される。

4 試験の方法 試験は、筆記の方法により行う。ただし、身体に障害のある者については、その申請により点字、拡大文字、チェック解答用紙等による試験を行う。

5 受験資格 次のいずれかに該当する者

(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学(短期大学を除く。以下同じ。)において厚生大臣の指定する精神障害者の保健及び福祉に関する科目(以下「指定科目」という。)を修めて卒業した者(平成13年3月31日までに卒業する見込みの者を含む。)

なお、指定科目は次のとおり(平成10年1月厚生省告示第8号)であること。

- ① 精神医学
- ② 精神保健学
- ③ 精神科リハビリテーション学
- ④ 精神保健福祉論

⑤ 社会福祉原論  
⑥ 社会保障論、公的扶助論、地域福祉論のうち1科目

- ⑦ 精神保健福祉援助技術総論
- ⑧ 精神保健福祉援助技術各論
- ⑨ 精神保健福祉援助演習
- ⑩ 精神保健福祉援助実習
- ⑪ 医学一般
- ⑫ 心理学、社会学、法学のうち1科目

(2) 学校教育法に基づく短期大学(修業年限が3年であるものに限る。)、専修学校の専門課程(修業年限3年以上のものに限る。))又は各種学校(学校教育法第56条に規定する者を入学資格とするものであって、修業年限3年以上のものに限る。))において指定科目を修めて卒業した者(夜間において授業を行う学科若しくは課程又は通信による教育を行う課程を卒業した者を除く。))であって、精神保健福祉士法施行規則(平成10年厚生省令第11号。以下「施行規則」という。)第2条に規定する施設(以下「指定施設」という。)において1年以上相談援助の業務に従事したもの(平成13年3月31日までに1年以上従事する見込みの者を含む。))

(3) 学校教育法に基づく短期大学、専修学校の専門課程(修業年限2年以上のものに限る。))又は各種学校(学校教育法第56条に規定する者を入学資格とするものであって、修業年限2年以上のものに限る。))において指定科目を修めて卒業した者であって、指定施設において2年以上相談援助の業務に従事したもの(平成13年3月31日までに2年以上従事する見込みの者を含む。))

(4) 学校教育法に基づく大学において厚生大臣の指定する精神障害者の保健及び福祉に関する基礎科目(以下「基礎科目」という。)を修めて卒業した者であって、法第7条第2号に規定する精神保健福祉士短期養成施設等(以下「精神保健福祉士短期養成施設等」という。))において6月以上精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの(平成13年3月31日までに修得する見込みの者を含む。))

なお、基礎科目は次のとおり(平成10年1月厚生省告示第9号)であること。

- ① 社会福祉原論
- ② 社会保障論、公的扶助論、地域福祉論のうち1科目

- ③ 精神保健福祉援助技術総論  
 ④ 医学 一般  
 ⑤ 心理学、社会学、法学のうち 1 科目
- (5) 学校教育法に基づく短期大学（修業年限が 3 年であるものに限る。）、専修学校の専門課程（修業年限 3 年以上のものに限る。）又は各種学校（学校教育法第 56 条に規定する者を入学資格とするものであって、修業年限 3 年以上のものに限る。）において基礎科目を修めて卒業した者（夜間において授業を行う学科若しくは課程又は通信による教育を行う課程を卒業した者を除く。）であって、指定施設において 1 年以上相談援助の業務に従事した後、精神保健福祉士短期養成施設等において 6 月以上精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの（平成 13 年 3 月 31 日までに修得する見込みの者を含む。）
- (6) 学校教育法に基づく短期大学、専修学校の専門課程（修業年限 2 年以上のものに限る。）又は各種学校（学校教育法第 56 条に規定する者を入学資格とするものであって、修業年限 2 年以上のものに限る。）において基礎科目を修めて卒業した者であって、指定施設において 2 年以上相談援助の業務に従事した後、精神保健福祉士短期養成施設等において 6 月以上精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの（平成 13 年 3 月 31 日までに修得する見込みの者を含む。）
- (7) 社会福祉士であって、精神保健福祉士短期養成施設等において 6 月以上精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの（平成 13 年 3 月 31 日までに修得する見込みの者を含む。）
- (8) 学校教育法に基づく大学を卒業した者又は施行規則第 1 条第 1 項で定める者であって、法第 7 条第 3 号に規定する精神保健福祉士一般養成施設等（以下「精神保健福祉士一般養成施設等」という。）において 1 年以上精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの（平成 13 年 3 月 31 日までに修得する見込みの者を含む。）
- (9) 学校教育法に基づく短期大学（修業年限が 3 年であるものに限る。）を卒業した者（夜間において授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を卒業した者を除く。）又は施行規則第 1 条第 4 項に規定する者であって、指定施設において 1 年以上相談援助の業務に従事

した後、精神保健福祉士一般養成施設等において 1 年以上精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの（平成 13 年 3 月 31 日までに修得する見込みの者を含む。）

- (10) 学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校卒業した者又は施行規則第 1 条第 7 項に規定する者であって、指定施設において 2 年以上相談援助の業務に従事した後、精神保健福祉士一般養成施設等において 1 年以上精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの（平成 13 年 3 月 31 日までに修得する見込みの者を含む。）
- (11) 指定施設において 4 年以上相談援助の業務に従事した後、精神保健福祉士一般養成施設等において 1 年以上精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得した者（平成 13 年 3 月 31 日までに修得する見込みの者を含む。）
- (12) 平成 15 年 3 月 31 日までの受験資格の特例による次の者

厚生大臣が指定した講習会の課程を修了した者

- 6 受験手続  
 (1) 試験を受けようとする者は、次の書類等を提出すること。

ア すべての受験者が提出する書類等

(ア) 受験申込書 施行規則様式第 1 により作成するとともに、これに記載する氏名は、戸籍（日本国籍を有しない者については、外国人登録原票）に記載されている文字を使用すること。

(イ) 写真 受験申込前 6 月以内に脱帽して正面から撮影した縦 3.5 センチメートル、横 3 センチメートルのものとし、その裏面には撮影年月日及び氏名を記載すること。

イ 社会福祉士で試験科目の免除を申請する者が提出する書類 社会福祉士登録証の写し

ウ 5 の(1)に該当する者が提出する書類 大学の学長の発行に係る卒業証明書及び指定科目履修証明書又は卒業見込証明書及び指定科目履修見込証明書

なお、卒業見込証明書及び指定科目履修見込証明書を提出した者については、卒業後、直ちに卒業証明書及び指定科目履修証明書を提出すること。

エ 5 の(2)又は(3)に該当する者が提出する書類 短期大学等の長の発行に係る卒業証明書及び指定科目履修証明書並びに勤務先等の長（所属長等）の発行に係る実務経験証明書又は実務経験見込証明書

なお、実務経験見込証明書を提出した者については、所定の従事期間を満たし次第、直ちに実務経験証明書を提出すること。

オ 5 の(4)、(5)、(6)又は(7)に該当する者が提出する書類 精神保健福祉士短期養成施設等の長の発行に係る卒業証明書若しくは修了証明書又は卒業見込証明書若しくは修了見込証明書

なお、卒業見込証明書又は修了見込証明書を提出した者については、卒業又は修了後、直ちに卒業証明書又は修了証明書を提出すること。

カ 5 の(8)、(9)、(10)又は(11)に該当する者が提出する書類 精神保健福祉士一般養成施設等の長の発行に係る卒業証明書若しくは修了証明書又は卒業見込証明書若しくは修了見込証明書

なお、卒業見込証明書又は修了見込証明書を提出した者については、卒業又は修了後、直ちに卒業証明書又は修了証明書を提出すること。

キ 5 の(12)に該当する者が提出する書類 指定講習会の修了証明書

ク 第 1 回又は第 2 回の精神保健福祉士国家試験の受験票の交付を受けた者については、当該受験票の提出をもって、卒業証明書若しくは修了証明書、指定科目履修証明書、実務経験証明書又は指定講習会の修了証明書の提出に代えることができる。

ただし、卒業見込証明書若しくは修了見込証明書、指定科目履修見込証明書、実務経験見込証明書又は指定講習会の受講認定書の提出により受験票の交付を受けた者であって、卒業証明書若しくは修了証明書、指定科目履修証明書、実務経験証明書又は指定講習会の修了証明書を提出していないものを除く。

- (2) 受験に関する書類の受付期間、提出場所等  
 ア 受験に関する書類は、平成 12 年 9 月 14 日（木曜日）から平成 12 年 10 月 13 日（金曜日）までの間に、財団法人社会福祉振興・試験センターに提出すること。

イ 受験に関する書類の提出は、原則として書留郵便によるものとし、平成 12 年 10 月 13 日（金曜日）までの消印のあるもの限り受け付ける。

ウ 受験に関する書類をやむを得ず直接持参する場合の受付時間は、上記期間中毎日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）午前 9 時 30 分から午後 5 時までとする。

エ 受験に関する書類を受理した後は、当該書類の返還及び受験地の変更は認めない。

また、当該書類に記載されている氏名、現住所又は連絡先に変更を生じたときは、その旨を財団法人社会福祉振興・試験センターへ届け出ること。

### (3) 受験手数料

ア 受験手数料は、12,500 円とし、受験手数料の額を財団法人社会福祉振興・試験センター所定の 5 連式払込用紙を用い、郵便振替又は銀行振込により納付すること。この場合において、郵便振替等に要する費用は受験者の負担とする。

イ 受験に関する書類を受理した後は、受験手数料は返還しない。

- (4) 受験票の交付 受験票は、平成 12 年 12 月 15 日（金曜日）に投函し郵送により交付する。

なお、平成 12 年 12 月 25 日（月曜日）までに受験票が到着しない場合は、財団法人社会福祉振興・試験センターに問い合わせること。

- 7 合格者の発表 試験の合格者は、平成 13 年 3 月 30 日（金曜日）午後 1 時 30 分から 4 時 30 分まで（金曜日）午後 1 時から 4 時まで（月曜日）に官報に公告する。

また、合格者には、精神保健福祉士国家試験合格証書を平成 13 年 3 月 31 日（土曜日）に投函し郵送により交付するとともに、不合格者にもその旨を郵便はがきで通知する。

なお、5 の(1)から(11)に該当する者で、卒業見込証明書若しくは修了見込証明書、指定科目履修見込証明書又は実務経験見込証明書を提出したのものについては、平成 13 年 3 月 31 日（土曜日）までにそれぞれに定める受験資格を満たすことを条件として合格させることとし、卒業証明書若しくは修了証明書、指定科目履修証明書又は実務経験証明書が提出された日以降に合格証書を投函し郵送により交付する。当該証明書の提出がないときは、当該受験は無効とする。

8 受験の申込みに必要な書類の請求 受験の手引、受験申込書、払込用紙等受験の申込みに必要な書類の請求は、原則として郵便はがきによって行うこととし、はがきの裏面に請求者の郵便番号、住所、氏名及び電話番号並びに受験の手引等の必要部数(「精神保健福祉士受験の手引等〇部請求」と記載すること。)を明記して財団法人社会福祉振興・試験センターに申し込むこと。

なお、請求者は受験の手引等の必要書類を受け取った後、速やかに所定の5連式払込用紙を用い、郵便振替又は銀行振込により受験の手引等1部につき実費600円(送料を含む。)を財団法人社会福祉振興・試験センターに納付すること。この場合において、郵便振替等に要する費用は請求者の負担とする。

9 その他

- (1) 試験の詳細については、財団法人社会福祉振興・試験センターが発行する「受験の手引」を参照すること。
- (2) 受験に際し、身体に障害があるなどのため別室の設定、手話通訳者の付与等何らかの配慮を希望する者は、あらかじめ受験申込時にその旨を申し出ること。

10 試験に関する照会先 財団法人社会福祉振興・試験センター 東京都渋谷区渋谷1丁目5番6号 郵便番号150-0002 電話番号03(3486)7521 試験案内専用電話番号03(3486)7559(音声及びFAX) ホームページ <http://www.sssc.or.jp/>

精神保健福祉士試験委員の公告

第3回精神保健福祉士国家試験の試験委員を次のとおり公告する。

平成12年9月1日 厚生大臣 津島 雄二  
 試験委員長 高橋 清久  
 副委員長 柏木 昭 根本 嘉昭  
 保崎 秀夫 三村 孝一  
 谷中 輝雄

委員

秋元 美世	足立 敷	安立 清史
石川 到覚	一圓 光彌	市川 一宏
伊藤 秀一	岩田 泰夫	岩村 正彦
牛津 信忠	遠藤 英俊	大島 正彦
岡部 卓	尾崎 新	金子 和夫

川関 和俊	神庭 重信	北川 清一
吉川 武彦	香澤 智子	久保 紘章
栗田 廣	小坂 憲司	後藤 澄江
小山 隆	小山 充道	佐々木敏明
沢田 清方	三本松政之	志田 民吉
清水 浩一	住友 雄資	高瀬智津子
高橋 五江	竹内 知夫	館 暁夫
徳永純三郎	中島 健一	樋口 輝彦
廣井 良典	牧野田恵美子	松水 宏子
眞野元四郎	丸山 裕子	本澤巳代子
山口 稔	山根 寛	山本 輝之



審判所

公示催告

次の申立人から別紙目録表示の証書について公示催告の申立てがあったので、その所持人は、定められた公示催告期日までに当裁判所に権利を届け出ると同時に証書を提出してください。もし公示催告期日までに届出及び提出がない場合には、その無効を宣言することがあります。

平成12年(へ)第17号

石川県加賀市片山津温泉桜ヶ丘66-1 共栄荘6  
 申立人 諸星千鶴子  
 申立人代理人弁護士 雨宮 真也  
 公示催告期日 平成13年3月14日午後1時15分  
 平成12年8月11日 福島簡易裁判所

(別紙) 目録

銘柄 日東紡績株式会社株券  
 種類枚数 1000株券2枚  
 記号番号 461 5008~5009  
 一株の金額 50円  
 最終名義人 申立人  
 最終所持人 申立人

平成12年(へ)第18号

福島県南会津郡田島町大字中荒井字久宝居785  
 申立人 渡部 マン  
 申立人代理人弁護士 雨宮 真也  
 公示催告期日 平成13年3月14日午後1時15分  
 平成12年8月11日 福島簡易裁判所

(別紙) 目録

銘柄 株式会社東邦銀行株券  
 種類枚数 10000株券1枚  
 記号番号 615 144  
 一株の金額 50円  
 最終名義人 申立人  
 最終所持人 申立人

平成12年(へ)第19号

茨城県取手市大字野々井806番地  
 申立人 株式会社トーチク  
 代表者代表取締役 松居 逸男  
 代理人弁護士 寺西 昭  
 同 桃谷 恵

公示催告期日 平成13年3月14日午後1時15分  
 平成12年8月11日 福島簡易裁判所

(別紙) 目録

約束手形 2通

(1)手形番号 56236

金額 891,322円  
 支払期日 平成12年8月28日  
 支払地 福島県福島市  
 支払場所 福島県信用農業協同組合連合会 本所

振出日 平成12年5月29日

振出地 福島県福島市

振出人 福島県酪農協同組合 代表理事組合 長 植田 英一

受取人 申立人

最終所持人 申立人

(2)手形番号 56258

金額 993,369円

支払期日 平成12年9月28日

振出日 平成12年6月28日

(2)の約束手形の支払地、支払場所、振出人、受取人、最終所持人は(1)の約束手形の記載に同じ

平成12年(へ)第61号

愛知県西春日井郡西枇杷島町古城1丁目14番地の8

申立人 西山商事株式会社

代表者代表取締役 西山 昌顕

公示催告期日 平成13年3月12日午前10時

平成12年7月31日 豊田簡易裁判所

(別紙) 目録

約束手形 2通

(1)手形番号 B J 35713

金額 600,000円

支払期日 平成12年9月5日

支払地 豊田市

支払場所 東海銀行豊田南支店

振出日 平成12年5月31日

振出地 愛知県豊田市永覚新町1丁目36番地

振出人 オカチ産業株式会社 代表取締役 岡田 善光

受取人 申立人

最終所持人 申立人

(2)手形番号 B 226525

金額 252,000円

支払期日 平成12年9月22日

支払場所 豊田信用金庫本店営業部

振出日 平成12年5月22日

振出地 豊田市篠原町藪田37番地7

振出人 トヨタカ産業株式会社 代表取締役 蟹 義昭

(2)の支払地、受取人、最終所持人は(1)の記載に同じ

平成12年(へ)第13号

東京都千代田区神田佐久間町3丁目37番地

申立人 東栄端子株式会社

代表取締役 鈴木 春雄

公示催告期日 平成13年3月16日午後1時15分

平成12年8月8日 羽曳野簡易裁判所

(別紙) 目録

約束手形 1通

(1)手形番号 E A 48278

金額 190,000円

支払期日 平成12年8月31日

支払地 大阪府羽曳野市

支払場所 八光信用金庫恵我之荘支店

振出日 平成12年5月18日

振出地 大阪府羽曳野市

振出人 株式会社コムレックス 代表取締役 仲谷 清治

受取人 ビージーテック

裏書人 ビージーテック 米島 功

被裏書人 白地

最終所持人 申立人

## 平成 12 年 (へ) 第 16 号

大阪府堺市曙美台 2 丁 11 10

申立人 國政恵美子

代理人弁護士 雨宮 真也

公示催告期日 平成 13 年 3 月 15 日午後 1 時 30 分

平成 12 年 8 月 11 日 徳山簡易裁判所

(別紙) 目 録

銘柄 東ソー株式会社株券

種類枚数 1000 株券 2 枚

記号番号 404 52592、409 25836

一株の金額 50 円

最終名義人 申立人

最終所持人 申立人

## 平成 12 年 (へ) 第 14 号

神奈川県横浜市中区本牧大里町 16-8

申立人 中山 弥生

公示催告期日 平成 13 年 3 月 15 日午後 1 時 30 分

平成 12 年 8 月 11 日 徳山簡易裁判所

(別紙) 目 録

銘柄 株式会社トクヤマ株券

種類枚数 1000 株券 1 枚

記号番号 ZH 144702

一株の金額 50 円

最終名義人 申立人

最終所持人 申立人

## 平成 12 年 (へ) 第 18 号

大阪市中央区安堂寺町 1 丁目 1 番 7 号

申立人 川本鋼球株式会社

代表者代表取締役 川本 信夫

公示催告期日 平成 13 年 3 月 15 日午後 1 時 30 分

平成 12 年 8 月 11 日 徳山簡易裁判所

(別紙) 目 録

約束手形 1 通

手形番号 EU54390

金額 972,825 円

支払期日 平成 12 年 8 月 10 日

支払地 山口県新南陽市

支払場所 株式会社山口銀行富田支店

振出日 平成 12 年 4 月 24 日

振出地 山口県新南陽市政所 3 丁目 7 番 2 号

振出人 兼安石灰機工株式会社 取締役社長

兼安 紀和

受取人 申立人

最終所持人 申立人

## 除 権 判 決

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の証書について公示催告をしたところ、定められた公示催告期日までに権利を届け出、かつ、証書を提出する者がなかったため、申立人の申立てに基づいて前記の証書の無効を宣言する。

## 平成 11 年 (へ) 第 153 号

千葉県八千代市勝田台 4-24-4

申立人 太田 のい

公示催告期日 平成 12 年 7 月 18 日午前 10 時

平成 12 年 8 月 8 日 川崎簡易裁判所

(別紙) 目 録

銘柄 株式会社東芝株券

種類枚数 1000 株券 2 枚

記号番号 3A587462、3A587463

一株の金額 50 円

最終名義人 申立人

最終所持人 申立人

## 平成 11 年 (へ) 第 15 号

新潟県三島郡与板町大字本与板 3253 番地

申立人 丸山 信雄

公示催告期日 平成 12 年 8 月 10 日午後 2 時

平成 12 年 8 月 10 日 長岡簡易裁判所

(別紙) 目 録

銘柄 東電機器株式会社株券

種類枚数 100 株券 8 枚

記号番号 25~32

一株の金額 500 円

最終名義人 申立人

最終所持人 申立人

## 平成 11 年 (へ) 第 9 号

東京都台東区柳橋 1 丁目 5 番 6 号

申立人 株式会社萬綱商店

代表者代表取締役 石橋 岩雄

代理人弁護士 荒木 和男

同 鬼頭栄美子

復代理人弁護士 藤原 靖夫

公示催告期日 平成 12 年 8 月 4 日午後 1 時 15 分

平成 12 年 8 月 4 日 佐久簡易裁判所

(別紙) 目 録

為替手形 1 通

手形番号 A72933

金額 643,049 円

支払人 コスモプロダクツ株式会社

支払期日 平成 11 年 12 月 20 日

支払地 長野県小諸市

支払場所 株式会社八十二銀行小諸支店

振出日 平成 11 年 9 月 30 日

振出地 長野県小諸市

振出人 コスモプロダクツ株式会社 代表取締役

役 戸塚 雄二

引受人 コスモプロダクツ株式会社

受取人 申立人

最終所持人 申立人

## 平成 11 年 (へ) 第 7 号

富山県高岡市早川 70 番地

申立人 三協アルミニウム工業株式会社

代表者代表取締役 荒井 久夫

公示催告期日 平成 12 年 8 月 8 日午後 1 時 30 分

平成 12 年 8 月 8 日 日立簡易裁判所

(別紙) 目 録

約束手形 2 通

(1)手形番号 AA767102

金額 5,000,000 円

支払期日 平成 12 年 1 月 31 日

支払地 茨城県日立市

支払場所 茨城県信用組合多賀支店

振出日 平成 11 年 10 月 20 日

振出地 茨城県日立市

振出人 株式会社イズミ 代表者代表取締役

小泉 俊勝

受取人 申立人

最終所持人 申立人

(2)手形番号 AA767098

金額 38,157 円

支払期日、支払地、支払場所、振出日、振出地、

振出人、受取人、最終所持人は(1)の約束手形の記載に同じ

## 平成 11 年 (へ) 第 8 号

東京都港区三田 5 丁目 6 番 7 号

申立人 日東工機株式会社

代表者代表取締役 青木 秀次

公示催告期日 平成 12 年 8 月 8 日午後 1 時 30 分

平成 12 年 8 月 8 日 日立簡易裁判所

(別紙) 目 録

約束手形 2 通

(1)手形番号 A108678

金額 1,313,084 円

支払期日 平成 11 年 11 月 22 日

支払地 茨城県日立市

支払場所 株式会社常陽銀行多賀支店

振出日 平成 11 年 8 月 17 日

振出地 茨城県日立市

振出人 砂川産業株式会社 代表者代表取締役

砂川 宏

受取人 申立人

最終所持人 申立人

(2)手形番号 AD06992

金額 2,750,728 円

支払期日 平成 11 年 11 月 15 日

支払地 茨城県高萩市

支払場所 株式会社常陽銀行高萩支店

振出日 平成 11 年 8 月 25 日

振出地 茨城県高萩市

振出人 太平産業株式会社 代表者代表取締役

大平 義雄

受取人 申立人

最終所持人 申立人

## 平成 11 年 (へ) 第 9 号

神奈川県横浜市中区金沢区鳥浜町 7 番地

申立人 川商神奈川スチール株式会社

代表者代表取締役 小柴 道夫

公示催告期日 平成 12 年 8 月 8 日午後 1 時 30 分

平成 12 年 8 月 8 日 日立簡易裁判所

(別紙) 目 録

約束手形 4 通

(1)手形番号 AI06170

金額 3,000,000 円

支払期日 平成 11 年 12 月 15 日

支払地 茨城県日立市

支払場所 株式会社常陽銀行多賀支店

振出日 平成 11 年 9 月 10 日

振出地 茨城県日立市

振出人 常盤鋼板工業株式会社 代表者代表取

締役 斎藤 道憲

受取人 申立人

最終所持人 申立人

(2)手形番号 AI06171

金額 585,721 円

支払期日 平成 11 年 12 月 15 日

振出日 平成 11 年 9 月 10 日

(3)手形番号 AI06179

金額 2,000,000 円

支払期日 平成 12 年 1 月 17 日

振出日 平成 11 年 10 月 8 日